

足立区告示第 144 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 4 月 1 日

足立区長 近藤弥生



1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる業務

法第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 業務の開始の日

平成 29 年 4 月 1 日

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

自 4 月 1 日
至 4 月 15 日